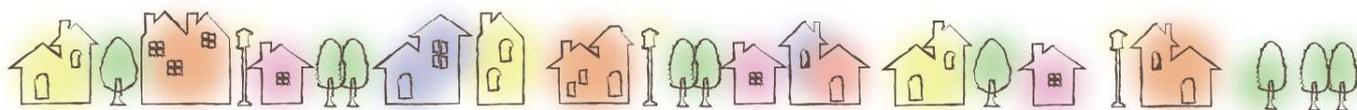


山陽小野田市 都市計画マスタープラン

概要版

SANYO ONODA CITY



令和元年（2019年）12月



山陽小野田市
SANYO ONODA CITY

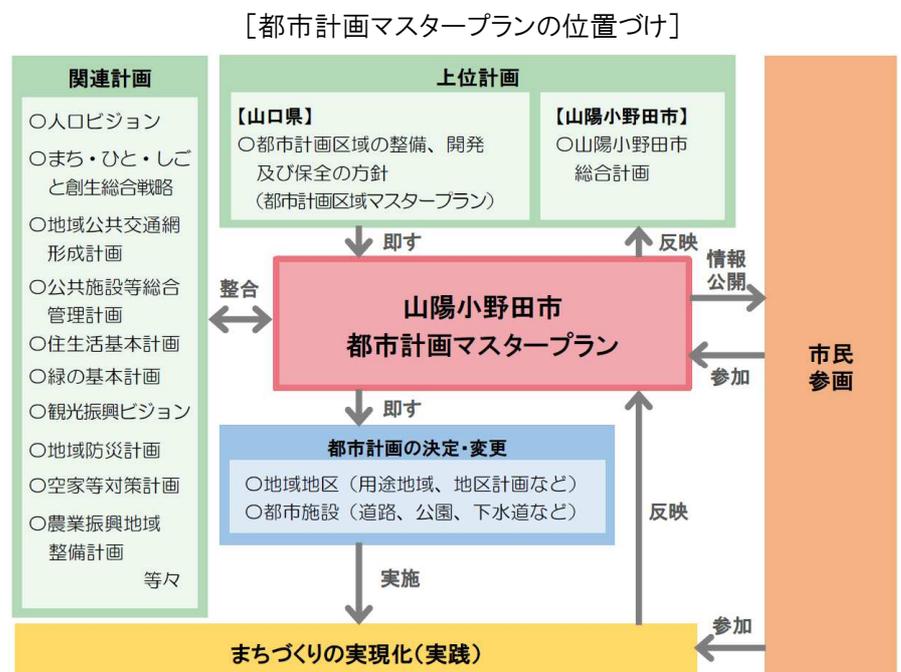
1 都市計画マスタープランとは

(1) 計画の位置づけ

都市計画マスタープランとは、都市計画法第18条の2に規定される「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のことです。

山陽小野田市では、市民と行政が一緒になって、これからの本市のありべき姿を考え、計画的なまちづくりを進めることを目的として平成21年（2009年）3月に都市計画マスタープランを策定しました。

その後、策定から10年が経過することから、本計画は、本市をとりまく社会情勢や各地域における状況の変化等を踏まえ、その内容等を改定するものです。



(2) 計画の期間・対象区域

1) 計画期間

計画期間は、上位計画である第二次山陽小野田市総合計画に合わせ、令和11年度（2029年度）までとします。

2) 計画対象区域

本市は市全域が都市計画区域であることから、市全域を計画対象区域とします。

(3) 計画の役割と構成

都市計画マスタープランでは、本市の特性と問題・課題を踏まえ、基本目標を明確にします。この基本目標のもとに、市全体の骨格的都市構造（全体構想）と各地域における詳細な市街地像（地域別構想）を示します。

土地利用計画や、道路、公園などの都市施設の整備といった個別の都市計画については、こうした市全体及び各地域の将来像を示した都市計画マスタープランに即して決定又は変更し、それぞれの計画や事業の間の整合を取りながら進めていきます。

2 まちづくりの基本目標

新たな山陽小野田市都市計画マスタープランでは、第二次山陽小野田市総合計画で示された基本理念と将来都市像を都市計画の分野から実現化していくことを目指し、都市づくりの基本理念、基本方針、将来人口フレームを次のように設定します。

[山陽小野田市のまちづくりの基本目標]

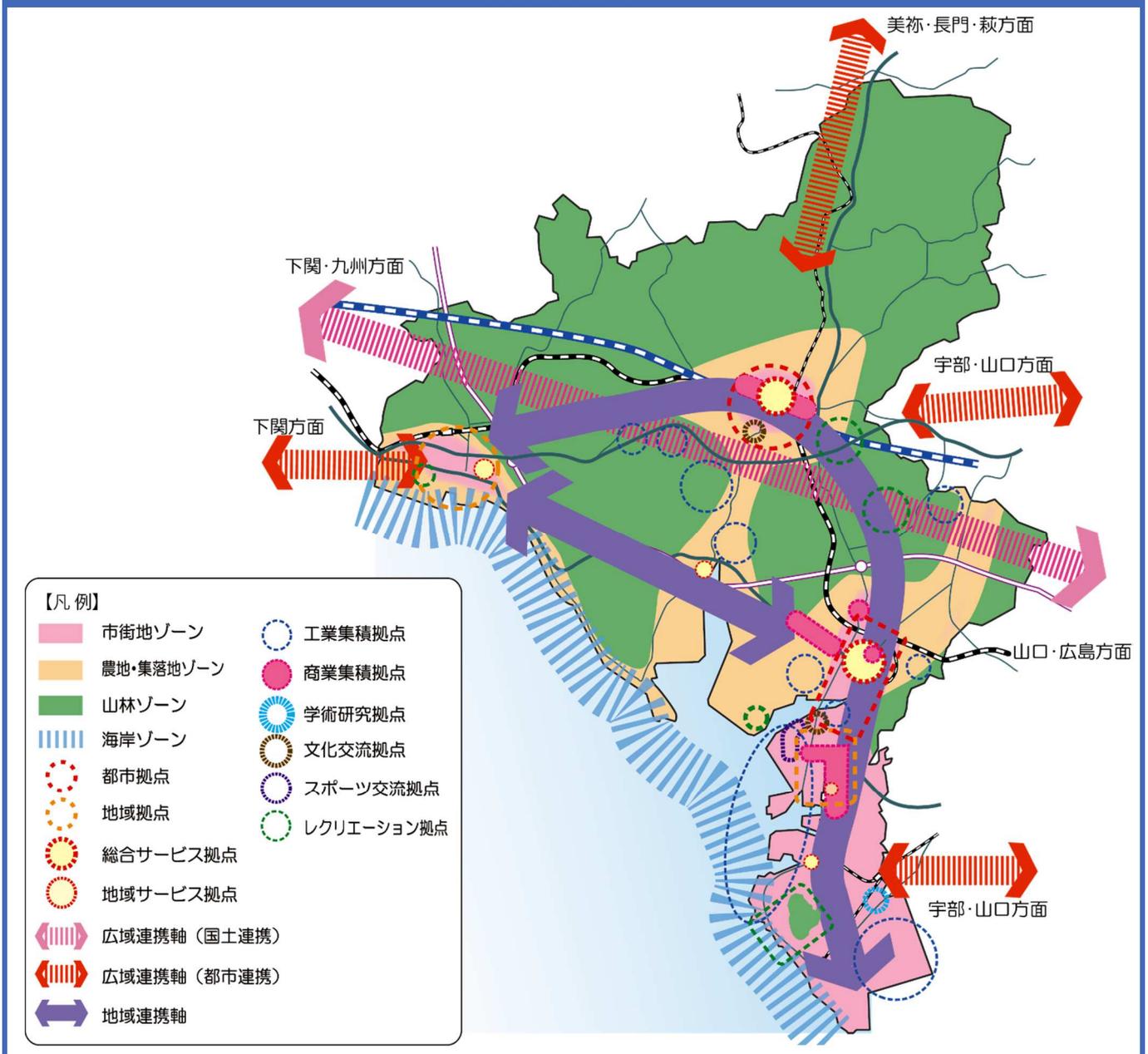


3 全体構想

(1) 将来の都市構造

1) 都市的土地利用と自然的土地利用の基本的区分	2) 主要な拠点の配置	3) 広域・地域間の連携軸の活用と強化
<ul style="list-style-type: none"> コンパクトな市街地形成を図るとともに、市街地を囲む山地や農地の無秩序な開発の抑制を図るため、本市の都市的土地利用及び自然的土地利用を区分し、それぞれの特性を踏まえた土地利用を展開します。 	<ul style="list-style-type: none"> 市の中心的役割を担う「都市拠点」、地域での生活や交流の場となる「地域拠点」を位置づけ、これらを中心に様々な都市機能の集積を図ることとしています。 拠点配置の考え方を踏まえ、生活・産業の拠点、交流・レクリエーションの拠点を配置します。 	<ul style="list-style-type: none"> 人や物の移動又は人の交流による本市の活性化を図るため、広域からの経済・文化・観光等の交流を図る「広域連携軸（国土連携）」、周辺都市との連携を担う「広域連携軸（都市連携）」、市内の地域間を連絡する「地域連携軸」を設定し、その活用及び強化を図ります。

将来都市構造図



(2) 土地利用の方針

土地利用の基本方針

市街地内の土地利用の集約化

- 都市拠点や地域拠点などを中心に都市機能の集約化や都市基盤施設の整備を進め、居住を誘導し、歩いて暮らせるまちづくりを目指します。
- 市街地内における空き家・空き地を積極的に活用しながら、多くの人々が暮らす良好な市街地形成に努めます。

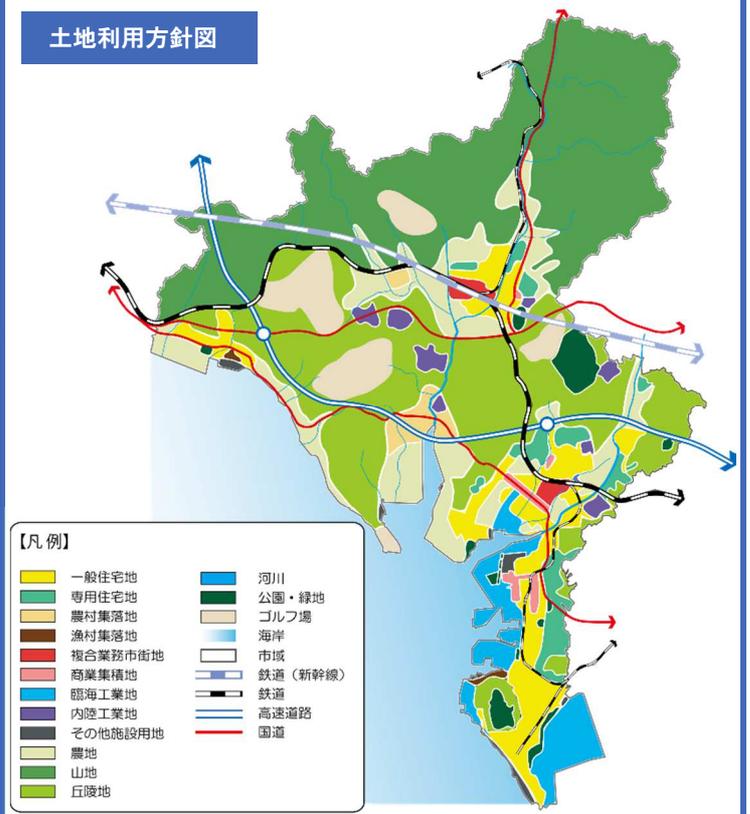
無秩序な市街化の抑制

- コンパクトな市街地形成を図るため、郊外部での無秩序な開発を抑制し、農地や丘陵地の保全を図ります。

活力ある産業地の形成

- 本市で働き暮らす人口の増大を図るため、企業誘致や適正な商業施設の配置誘導により、活力ある産業地の形成を進めます。

土地利用方針図



(3) 交通体系整備の方針

交通体系整備の基本方針

安全で快適に移動できる道路空間の整備

- 歩道、自転車・歩行者用道路の整備を進めることにより、安全で快適に通行できる道路空間の整備に努めます。
- 市の骨格を形成する幹線道路については、各地域から発生する交通を効率的に集約し、通過交通を円滑に処理するため、全市的観点からみた適正な配置・整備を進めます。

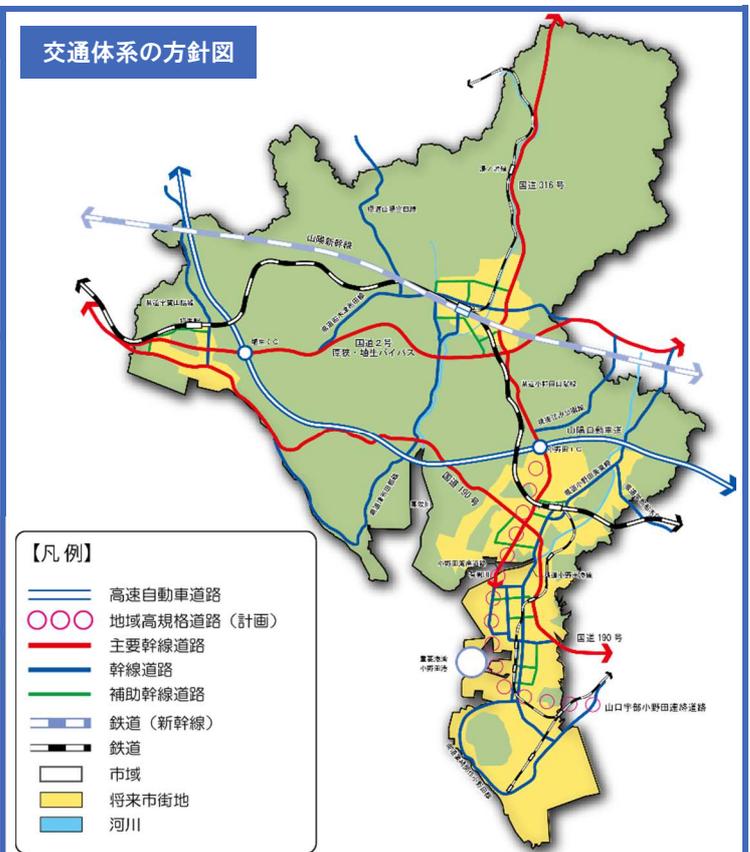
持続可能な公共交通サービスの確保・提供

- 高齢者や学生など自家用車を使わない人の移動手段の確保、地球環境への負荷の低減などの観点から、交通事業者との連携のもと、地域の実情や移動ニーズに合った持続可能な公共交通サービスのあり方や体系を検討し、サービスの確保・提供に努めるとともに、鉄道・バス・タクシーの利用促進に向けた基盤整備や情報提供等を図ります。

将来の土地利用、地域のまちづくりと連動した道路整備

- 将来のまちづくりと整合し、整備効果の高い道路については重点的に整備を進めるとともに、社会経済情勢の変化や、代替道路が整備されたことで必要性が低くなった計画道路については、地域住民の意向等も踏まえながら計画の見直しを検討します。

交通体系の方針図



(4) 都市環境の保全及び創出の方針

都市環境の保全及び創出の基本方針

緑のネットワークと魅力ある公園の整備

- 環境負荷の少ない都市構造を目指し、快適な歩行者空間となるような連続性のある緑のネットワークの形成を進めます。
- 公園利用者や地域住民の意見も反映しながら、地域特性や公園ごとの特徴を活かした魅力ある公園整備を進めるとともに、子どもからお年寄りまで皆が安心・快適に利用できるよう、公園のバリアフリー化や安全対策の充実に努めます。

自然環境の保全と都市内における自然の回復

- 現在の自然環境が将来にわたって維持されるよう、各種法制度を活用しながら、計画的な保全・整備を図ります。
- 道路や公園、住宅地等における緑化の推進や、豊かな生態系を有する水辺空間の整備によって、都市内における自然の回復や緑の増加に努めます。

環境負荷軽減に寄与する都市施設の整備

- 環境への負荷軽減を図る観点から、地域の特性や将来の市街化の見通し等も踏まえながら、下水道施設などの整備、更新に努めます。

緑と水辺の方針図



(5) 市街地整備の方針

市街地整備の基本方針

安全・快適に生活できる市街地環境の整備

- 安全・快適で利便性の高い市街地形成を目指し、生活道路の改善、オープンスペースの確保、適正な建物更新及び立地誘導を図ります。
- 既に緑豊かで魅力的な環境を備えている住宅団地においては、良好な居住環境が保全され、さらに充実されるよう努めます。

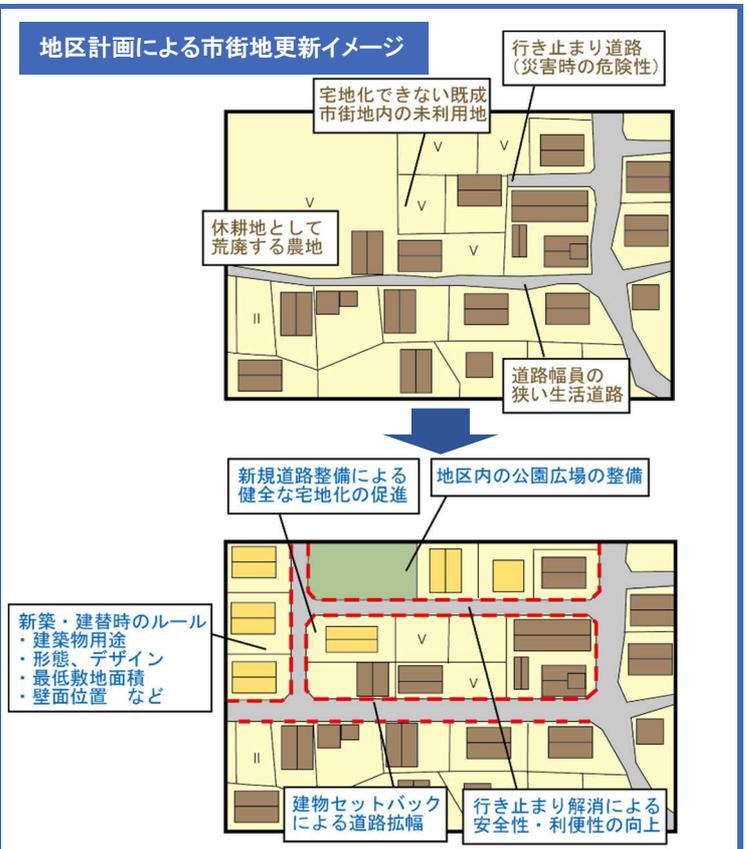
地域特性を踏まえたきめ細かな市街地整備の推進

- 各地域が抱えている問題や課題を十分に考慮しながら、きめ細かい市街地整備を進めます。
- 歴史的・文化的資源周辺の市街地については、これらの資源の持つ特性や景観に配慮した市街地の形成に努めます。

住民が主体となった市街地整備の推進

- 今後、様々な機会を通じて住民意向の把握・反映に努めるとともに、誰もが主役になれるまちづくりが積極的に進められるよう、幅広く情報を発信していきます。
- まちづくり協議会など、住民が主体となって話し合いや意思決定ができる体制づくりに努めます。

地区計画による市街地更新イメージ



(6) 都市景観形成の方針

都市景観形成の基本方針

山陽小野田市らしい個性ある景観資源の発掘

- 市街地を取り囲む豊かな自然、そして、市内に分布する史跡や歴史的建造物が本市にとってどのような役割を担ってきたかを再確認し、将来にわたって保全すべき景観資源とその保全に対する考え方を市民と行政とで共有するよう努めます。

優れた景観と調和する街並みの創出

- 優れた自然景観や歴史的景観の周囲の市街地においては、景観を阻害することのないよう構造・デザイン等に配慮するとともに、周辺の景観との一体性と連続性を持つ良好な街並みの創出を目指します。

景観の保全・創出を実現化するための規制・誘導の導入

- 景観資源の保全や、「住みよい暮らし」を感じられる良好な街並みの形成を図るため、地域の特性や市民等の意向も踏まえながら、景観計画を策定し、適切な規制・誘導を図ります。

山陽小野田市の主な歴史的・文化的資源

[厚狭毛利家墓所及び墓碑]



[小野田セメント徳利窯]



(7) 都市防災の方針

都市防災の基本方針

被害を軽減するための都市基盤整備の推進

- 道路、公園、河川などのオープンスペースは、災害時における避難路や避難場所、延焼遮断帯などの機能を備えており、これら都市基盤施設を整備することによって、災害による被害の拡大防止を図ります。
- 災害の発生を未然に防止するため、河川改修、護岸整備、急傾斜地崩壊対策を推進します。

災害危険性の高い市街地の解消

- 都市基盤整備を進める一方で、建物の耐震化・不燃化等を進めることで、地震や火災に伴う被害発生及び被害拡大の抑制を図ります。
- 木造密集市街地や浸水・土砂災害の危険性の高い市街地については、市街地整備事業や地区計画等の導入可能性も検討しながら、危険性の解消に努めます。

防災まちづくりと都市計画との連動

- 防災にとって重要な「自助」「共助」「公助」という基本的な考え方を踏まえ、地域住民の視点からみた安心・安全のまちづくりを、住民が主体となって進めていけるような仕組みの構築を図ります。

インフラの計画的な維持管理

- これまでに整備されたインフラが老朽化により、同時期に更新を迎えることが懸念されていることから、計画的な維持・保全・整備に努めます。

(2) 高千帆地域

地域の将来像

快適で便利なまちなかを多くの人々が行き交うまち

地域のまちづくり方針

小野田駅周辺における都市拠点にふさわしい都市機能の集積促進

- JR小野田駅の交通結節点機能強化、駅前商店街の活性化、駅周辺地区における空き家・空き地・空き店舗の有効活用や高密度化の促進による都市機能集積を図ります。
- 各種イベントの開催、ポケットパーク・広場の設置等により、若者や地域住民などが行き交う駅前空間づくりを目指します。

小野田駅を起点とするネットワークの充実

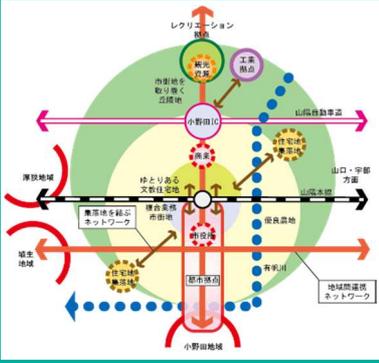
- JR小野田駅を起点に、周辺地域や周辺都市に連絡する道路や公共交通の充実を図ります。
- JR小野田駅から公共施設や大規模商業施設をつなぐ移動しやすいネットワーク整備を図ります。

良好な住環境と自然環境の保全

- JR小野田駅北側の住宅団地について、周辺の文教施設と一体となったゆとりある居住環境の保全を図ります。
- 有帆川や、優良農地、丘陵地について、自然環境の保全を図るとともに、市民の憩いや交流の場として活用を図ります。

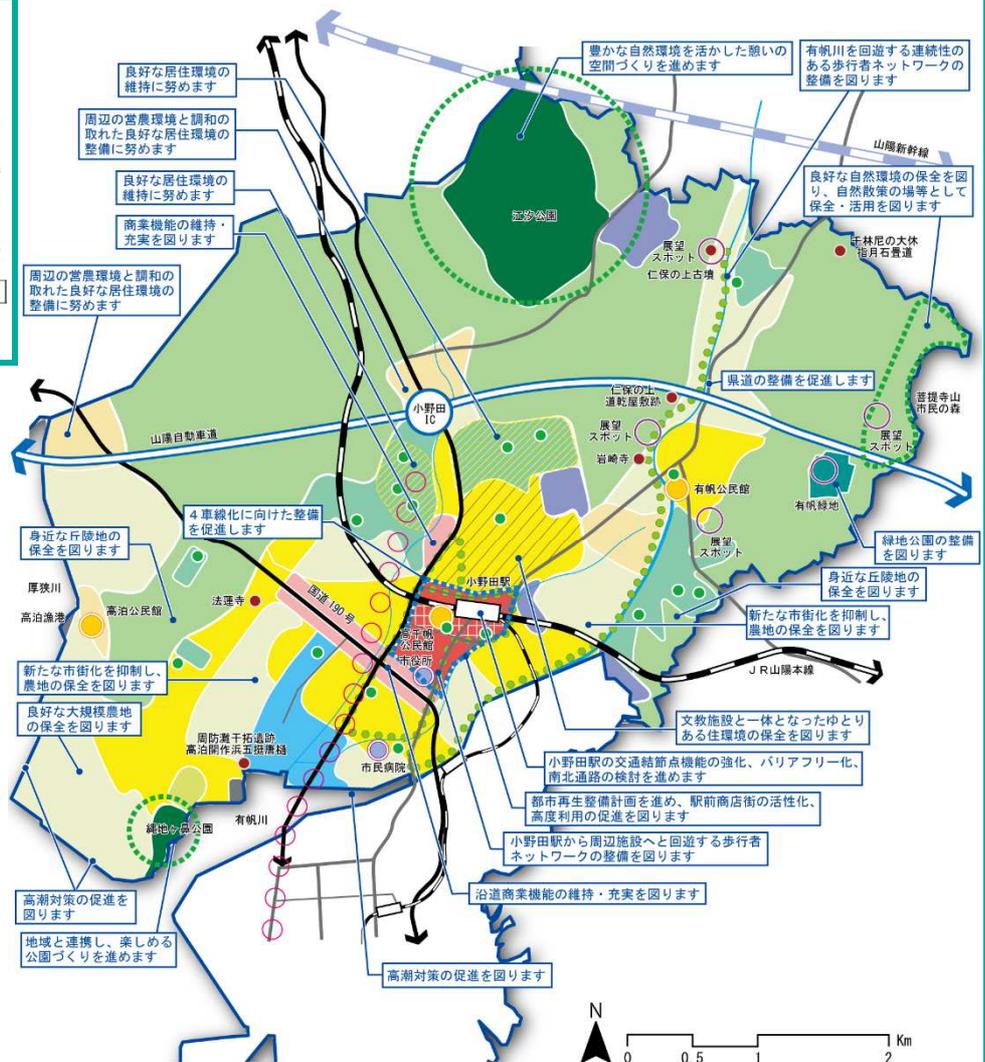
まちづくり方針図

将来都市構造図



[凡例]

- 一般住宅地
- 専用住宅地
- 複合業務市街地
- 商業集積地
- 臨海工業地
- 内陸工業地
- その他施設用地
- 農村集落地
- 農地
- 丘陵地
- 公園 (地区公園以上)
- 都市緑地
- 拠点となる緑
- 近隣公園 ● 街区公園
- 文化財
- 地域コミュニティ拠点
- その他主要な施設
- その他エリア
- 鉄道 (新幹線)
- 鉄道
- 高速自動車道路
- ○ ○ 地域高規格道路 (計画)
- 主要幹線道路
- 幹線道路
- 補助幹線道路
- ● ● ● ● 歩行者ネットワーク



(3) 厚狭地域

地域の将来像

駅を中心に交流が生まれる自然と歴史が共存するまち

地域のまちづくり方針

厚狭駅周辺における都市拠点にふさわしい都市機能の集積促進

- 新幹線の強みを活かし、JR厚狭駅北側は、空き家・空き店舗の有効活用等による既成市街地の再生、南側は、生活利便施設や住宅の誘導による新市街地形成により、都市拠点にふさわしい都市機能集積を図ります。
- 各種イベント開催、ポケットパーク・広場の設置等により、人々が行き交う駅前空間づくりを目指します。

歴史的・文化的資源の保全活用と資源を巡る回遊性の向上

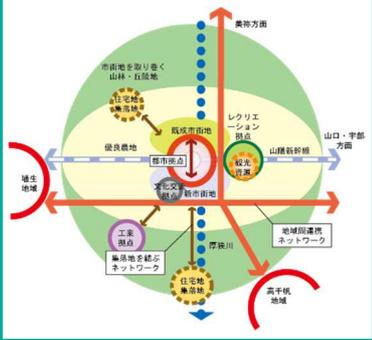
- 史跡や建築物の保全を図るとともに、これらの歴史的・文化的資源を回遊できるネットワークの形成を図ります。
- 歴史的・文化的資源周辺においては、それぞれが持つ歴史・文化や個性にふさわしい空間整備を図ります。

良好な田園環境の保全とデマンド型交通の活用

- JR厚狭駅周辺におけるコンパクトな市街地を維持し、周辺の優良農地や丘陵地の保全を図ります。
- 点在する集落地においては、田園環境と調和するゆとりある居住環境の保全を図るとともに、デマンド型交通の活用により、生活利便性を図ります。

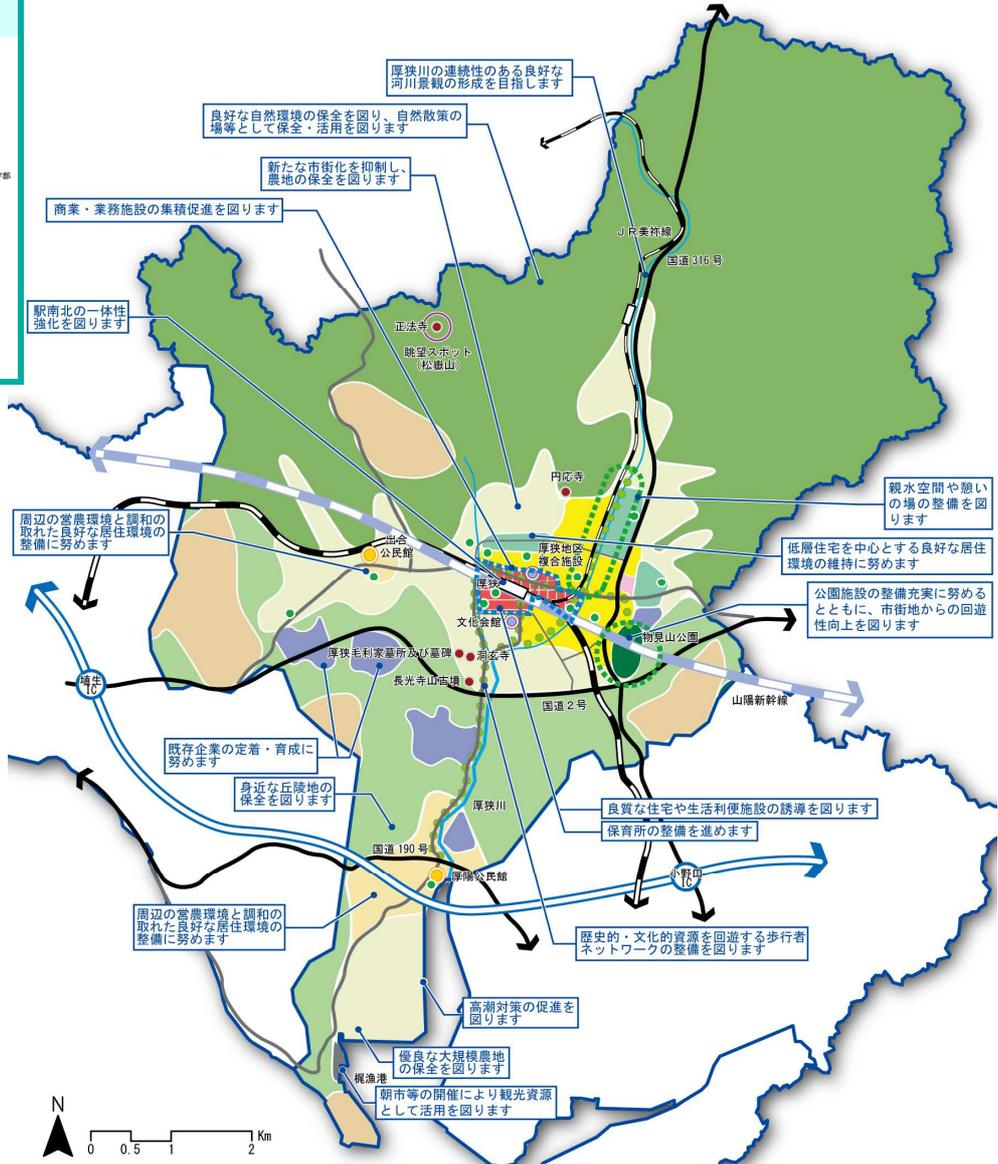
まちづくり方針図

将来都市構造図



[凡例]

- 一般住宅地
- 専用住宅地
- 複合業務市街地
- 商業集積地
- 農村集落地
- 農地
- 内陸工業地
- 山地
- 丘陵地
- 公園（地区公園以上）
- ゴルフ場
- 拠点となる緑
- 近隣公園 ● 街区公園
- 文化財
- 地域コミュニティ拠点
- その他主要な施設
- 鉄道（新幹線）
- 鉄道
- 高速自動車道路
- 主要幹線道路
- 幹線道路
- 補助幹線道路
- 歩行者ネットワーク



5 実現化方策

(1)都市計画の変更・見直し

1) 用途地域等の見直し

- 都市計画マスタープランで定めた将来都市構造や土地利用方針に基づき、用途地域等の見直しを行います。

2) 都市施設の見直し

- 未整備の都市計画道路のうち、必要性が低くなった路線や市街化の見込みが低い郊外部に配置された路線については、市民との合意形成や関係機関との調整を図りつつ、見直しを行います。
- 未整備の都市計画公園については、緑の基本計画に基づき、計画区域内及び周辺における土地利用の状況を踏まえ、市民との合意形成や関係機関との調整を図りつつ、見直しを行います。
- 公共下水道施設については、人口減少が進む中でも持続可能な整備・管理を行っていくため、区域の縮小に向けた計画の見直しを行います。

(2)関連計画の策定

1)集約型都市構造の実現に向けた計画の検討

- 各地域の実態にあわせて「集約型都市構造」の実現に向けた計画の策定について検討していきます。

2)景観計画の策定

- 景観まちづくりを行うための基準となる「景観計画」を作成し、良好な景観を形成していきます。

(3)協創によるまちづくりの推進

1)まちづくりの情報発信

- パンフレットの配布や市のホームページへの掲載などを通じて目的や内容の周知を行います。
- まちづくりに関する出前講座の開催、広報紙・インターネット等を活用したまちづくり情報の発信を行います。

2)市民のまちづくり参画機会の増大

- まちづくりに関する計画や具体の事業内容を検討する際に、市民にも計画を検討する段階から参加できる機会の確保・増大に努めます。

3)まちづくりリーダーの発掘・育成

- まちづくりへの参加意識の高揚を図るとともに、まちづくりに関わる方々との交流・連携を通じて、まちづくりリーダーの発掘・育成に努めます。
- 将来のまちづくりに携わる人材の育成に向け、子どもたちへのまちづくり教育に努めます。

4)まちづくり活動の支援

- まちづくりの機運が高まった地域から、「まちづくり協議会」を発足できるように支援します。
- まちづくり活動を展開するNPOの設立に向けた支援に努めます。

5)誰もが主役になれるまちづくりの推進

- まちづくりの方針を進めていくために、市民、教育機関、企業、行政など、多様な主体が協働して、段階的にきめ細かな取組を実施していきます。

6)都市計画提案制度の活用

- 都市計画提案制度は、協創によるまちづくりにおいて重要な機能を果たすことから、制度活用に向けて市民等への周知に努めます。

(4)総合的な協働体制の構築

1)実現化に向けた協働体制の構築

- 市民の視点に立った住みよい暮らしを創造する観点から、市民の意見やまちづくり活動を最大限反映し、活用していける協働体制を構築していきます。

2)実現化に向けた総合的な取組の推進

- 都市計画マスタープランで掲げた各種方針をもとに、都市計画以外の分野と調整・整合を図りつつ、実現化に向けた総合的な取組を推進していきます。
- 国道・県道や港湾などに関しては、国・県をはじめとする関係機関と連携・協力しながら、役割分担や計画内容などについて具体的な協議を進めていきます。

山陽小野田市
都市計画マスタープラン
令和元年(2019年)12月改定

山陽小野田市 建設部 都市計画課
〒756-8601 山陽小野田市日の出一丁目1番1号
発行 TEL: 0836-82-1168
FAX: 0836-84-7129
E-mail: toshikei@city.sanyo-onoda.lg.jp